

# 大分県報

平成二十八年  
号外（四九）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

訓令 甲

大分県当直規程の廃止……………一

## ○訓令 甲

大分県訓令甲第九号

大分県当直規程（昭和三十一年大分県訓令第八号）は、廃止する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

附則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（大分県文書管理規程の一部改正）

2 大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「本庁にあつては」及び「より、地方機関にあつては大分県当直規程（昭和三十一年大分県訓令第八号）に定めるところに」を削る。

本 庁  
地 方 機 関